

令和8年6月4日

山梨県経営者協会

会長 関 光良 殿

企業等における公正な採用選考の実現に向けて(要請)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省・山梨労働局・各ハローワークでは、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、応募者の適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう周知・啓発を行っています。

特に、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(令和7年6月6日閣議決定)において、社会的身分、門地、性的マイノリティであるなど不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進することとされており、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)及び「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年法律第68号)に基づき、必要な取組を進めているところです。

厚生労働省・山梨労働局・各ハローワークでは、これまでも応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるよう、企業の皆様方にご理解とご努力をお願いしてまいりました。しかしながら、依然として、面接や応募用紙等を通じ「本籍・出生地」や「家族」に関する事など本人に責任のない事項や、宗教や支持政党など思想・信条に関わる事項を把握するなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象が生じている状況にあります。

貴団体におかれましては、公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という。)の各企業における適切な配置や、推進員及び企業トップクラスに対する労働局・ハローワークが行う研修会への積極的な参加等により各企業における正しい理解と認識の一層の浸透を図り、公正な採用選考が実現されるよう、貴団体会員企業に対し周知・啓発の御協力をお願い申し上げます。

山梨労働局長

岩 崎 充

